

○富山市スポーツ施設条例施行規則

平成20年3月31日

富山市規則第37号

改正 平成21年3月31日富山市規則第35号

平成22年3月31日富山市規則第38号

平成22年9月30日富山市規則第67号

平成23年3月31日富山市規則第44号

平成24年3月29日富山市規則第16号

平成24年12月28日富山市規則第71号

平成25年3月29日富山市規則第72号

平成26年4月15日富山市規則第46号

平成27年3月3日富山市規則第8号

平成28年3月31日富山市規則第44号

平成28年7月7日富山市規則第88号

平成29年3月30日富山市規則第25号

平成29年10月5日富山市規則第63号

平成30年2月28日富山市規則第4号

平成30年3月28日富山市規則第19号

平成30年9月28日富山市規則第71号

平成31年3月29日富山市規則第38号

令和元年9月30日富山市規則第42号

令和3年3月8日富山市規則第7号

令和3年3月29日富山市規則第19号

令和5年3月28日富山市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市スポーツ施設条例（平成17年富山市条例第286号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(北部プールの使用)

第2条 北部プールは、専ら水球、競泳及びアーティスティックスイミングの競技力向上に資するための使用に供するものとする。

(使用承認の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により条例第2条に規定するスポーツ施設(以下単に「スポーツ施設」という。)の使用承認を受けようとする者は、富山市スポーツ施設使用承認申請書(様式第1号)を条例第2条の2に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)

(条例第2条の2に規定する指定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあつては、市長。次項ただし書及び第3項、第4条、第6条、第7条、第14条並びに第15条において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日(使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下この項において同じ。)の属する月前2月の初日から当該使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、スポーツ施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、練習等のため個人でスポーツ施設を使用しようとするときは、使用の際に指定管理者に口頭で申し出ることができる。

(使用の承認)

第4条 指定管理者は、スポーツ施設の使用を承認したときは、大会等又は団体の使用にあつては富山市スポーツ施設使用承認書(様式第2号)を交付し、個人の使用にあつては使用券(様式第3号)を交付するものとする。ただし、個人の回数券(様式第4号)による使用の場合は、提示された回数券に使用日時を記載することにより、年間(1月、2月、6月)使用券(様式第5号。以下「年間使用券」という。)による使用の場合は提示された年間使用券を確認することにより、こ

の手續に代えるものとする。

(スポーツ施設使用カード)

第5条 スポーツ施設使用カード(様式第6号)によりスポーツ施設を使用する者は、使用料の納付に代えて当該スポーツ施設使用カードにより精算するものとする。

(使用承認事項の変更)

第6条 スポーツ施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに第4条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

第7条 条例第6条第1項の規定によりスポーツ施設の使用の承認を取り消したときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

(附属設備の使用料)

第8条 条例別表第2の1の(1)の表備考6及び(2)の表備考5、2の(1)の表備考2及び(2)の表備考3、3の(1)の表備考3及び(2)の表備考3、4の(1)イの表備考4及び(2)の表備考3、11の表備考3、12の(1)の表備考3及び(2)の表備考5、13の表備考2、14の(1)の表備考及び(2)の表備考2、15の表、16の(1)の表備考及び(2)の表備考3、17の(1)の表備考4及び(2)の表備考2、18の(1)の表備考及び(2)の表備考3、21の(1)の表備考4及び(2)の表備考3、22の(1)の表備考4及び(2)の表備考3、24の表備考2、26の(2)の表備考、27の(1)の表備考4、28の(2)の表備考3並びに29の表備考並びに条例別表第3の2の(1)の表備考2及び(2)の表備考2の附属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(使用料等の減免)

第9条 条例第8条の規定による使用料又は利用料金(以下「使用料等」)

という。)の減免の額は、別表第2に定めるところによる。

- 2 使用料等の減免を受けようとする者は、富山市スポーツ施設使用料等減免申請書(様式第7号)を市長(条例第2条の表53の項及び54の項に掲げるスポーツ施設にあっては、指定管理者。以下この項及び次条第2項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の還付)

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料等の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第9条第1項第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第9条第1項第2号に該当するとき。 次に定める額
- ア 使用期日の30日前までに使用の取消しを申し出たとき。 全額
- イ 使用期日の29日前から10日前までに使用の取消しを申し出たとき。 70パーセント相当額
- (3) 条例第9条第3号に該当するとき。 別に定める額

- 2 使用料等の還付を受けようとする者は、富山市スポーツ施設使用料等還付申請書(様式第8号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(端数計算)

第11条 第9条第1項及び前条第1項の規定による使用料等の減免及び還付の額の端数計算については、条例第7条第1項後段の規定の例による。

(冷暖房期間)

第12条 総合体育館、市民球場、市民プール及び屋内競技場の冷房及び暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月15日から9月30日まで

暖房 11月15日から翌年の3月31日まで

(使用者等の遵守事項)

第13条 使用者(第2号から第6号までにおいて入館者を含む。)は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用施設の所定人員を超えないこと。
- (2) 許可なく物品の販売又は寄附金の募集をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (5) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上必要な指示に従うこと。

(損傷及び滅失の届出)

第14条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(年間使用券の再交付)

第15条 年間使用券の交付を受けた者は、年間使用券を破損し、汚損し、又は紛失したときは、スポーツ施設年間使用券再交付申請書(様式第9号)により指定管理者に申請し、その再交付を受けなければならない。

(細則)

第16条 この規則で定めるもののほか、スポーツ施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(富山市スポーツ施設使用料の徴収等に関する規則の廃止)

- 2 富山市スポーツ施設使用料の徴収等に関する規則(平成17年富山市規則第244号)は、廃止する。

附 則(平成21年3月31日富山市規則第35号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日富山市規則第38号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日富山市規則第67号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日富山市規則第44号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日富山市規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日富山市規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日富山市規則第72号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び別表第2の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月15日富山市規則第46号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日富山市規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日富山市規則第44号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月7日富山市規則第88号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日富山市規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月5日富山市規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月28日富山市規則第4号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日富山市規則第19号）
（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（富山市婦中パークゴルフ広場条例施行規則の廃止）

2 富山市婦中パークゴルフ広場条例施行規則（平成17年富山市規則第296号）は、廃止する。

附 則（平成30年9月28日富山市規則第71号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第1の5市民プールの項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日富山市規則第38号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日富山市規則第42号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日富山市規則第7号）

この規則は、令和3年3月20日から施行する。ただし、別表第1の16の項の改正規定及び別表第2の改正規定（「使用料」を「使用料等」に改める部分に限る。）は公布の日から、第8条の改正規定並びに別表第1の改正規定（同表の16の項の改正規定を除く。）及び別表第2の改正規定（「使用料」を「使用料等」に改める部分を除く。）は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日富山市規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日富山市規則第22号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

1 総合体育館

種別			単位	1回の使 用料（円）	超過時間1 時間につき （円）
照明設備	第1アリーナ	全面	1,500ルクス	4,400	2,200
			1,000ルクス	2,200	1,100
			750ルクス	1,100	550
		スポットライト	1本	3,300	1,650
		ピンスポットライト	1台	3,300	1,650
	第2アリーナ	全面	全灯	550	280
	体操練習場	全面	全灯	550	280
放送設備	第1アリーナ	放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1式	1,100	550
		特殊音響調整装置	1式	3,300	1,650
	第2アリーナ	放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1式	1,100	550
	研修室	放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1式	550	280
映像装置		1式	550	280	

映像設備	大型映像表示装置	1式	7,700	3,850
	4面映像表示装置	1式	17,600	8,800
吊り物	バトン単位	1本	220	110
スポーツ器具	体操用器具	1式	16,500	8,250
	電光得点表示装置	1台	550	280
	健康・体力診断機器	1回	220	110
	仮設バレーボール用器具	1式	57,750	28,880
	仮設バドミントン用器具	1式	550	280
	バスケットボール用機器	1式	880	440
その他	電源車電源及び引き込み盤	1式	3,300	1,650
	催事用特殊電源盤	5キロワットまで	2,200	1,100
		5キロワットを超える1キロワットまでごと	550	280
	ロールバックチェア	1台	3,300	1,650

備考

- 1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。
- 2 大会等の場合で、その他の催しに使用するとき（入場有料の場合に限る。）及び興行のために使用するときは、この表に定める額

の3倍に相当する額とする。

- 3 大会等の準備のために照明設備、放送設備又は映像設備を使用する場合は、この表に定める額（備考2の適用を受ける場合は、その適用後の額）の30パーセントに相当する額とする。
- 4 特殊音響装置とともに放送設備を使用する場合は、放送設備の使用料は、無料とする。

2 東富山体育館

種別	単位	1回の使用料 (円)	超過時間1時間 につき (円)
放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1式	550	280

備考

- 1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。
- 2 大会等の場合でその他の催しに使用するとき（入場有料の場合に限る。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

3 2000年体育館

種別	単位	1回の使用料 (円)	超過時間1時間 につき (円)
放送装置（マイク及びスタンドを含む。）	1式	550	280

備考

- 1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

- 2 大会等の場合でその他の催しに使用するとき（入場有料の場合に限る。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。

4 市民球場

種別		単位	金額（円）
照明設備	アマチュアスポーツに使用する とき	1時間	33,000
	その他の催しに使用する とき	1時間	165,000
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する とき	1時間	660
	その他の催しに使用する とき	1時間	3,300
場内放送設備		1時間	550
ピッチングマシン		1時間	550

備考

- 1 照明設備の2分の1又は3分の1の部分だけを使用する場合は、この表に定める額にその割合を乗じて得た額とする。
- 2 スコアボードの得点及び判定の部分だけを使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 3 スコアボードとともに場内放送設備を使用する場合は、場内放送設備の使用料は、無料とする。
- 4 アマチュアスポーツで練習のために照明設備又はスコアボードを使用する場合は、この表に定める額（備考1又は2の適用を受ける場合は、その適用後の額。備考5において同じ。）の50パーセントに相当する額とする。
- 5 大会等の準備のために照明設備又はスコアボードを使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

5 市民プール

種別	単位	1回の使用料 （円）	超過時間1時 間につき（円）

照明設備（50メートルプール）		全灯	6,600	2,200	
		2分の1灯	1,650	550	
スポーツ器具	水球用器具		1式	1,100	360
	アーティスティックスイミング用器具		1式	1,100	360
	競泳用器具		1式	2,200	740
その他	放送装置（マイク及	プール	1式	1,650	550
	びスタンドを含む。	研修室	1式	550	280

備考 使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、研修室を使用する場合は、2時間を1回とする。

6 3x3バスケットボールコート

種別	単位	1回の使用料 (円)	超過時間1時間につき (円)
バスケットボール	1個	220	110

備考 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。

7 屋内競技場

種別		単位	1回の使用料 (円)	超過時間1時間につき (円)	
照明設備	屋内グラウンド	全灯	2,200	1,100	
		2分の1灯	1,100	550	
放送設備	アリーナ	放送装置（マイ	1式	1,100	550

	屋内グラ ウンド	ク及びスタンド を含む。)			
	多目的ホ ール	音響装置	1式	550	280

備考

- 1 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。
- 2 大会等の場合でその他の催しに使用するとき（入場有料の場合に限る。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 大会等の準備のために照明設備又は放送設備を使用する場合は、この表に定める額（備考2の適用を受ける場合は、その適用後の額）の30パーセントに相当する額とする。

8 西大沢運動広場

種別	単位	金額（円）	超過時間1時間につき（円）
照明設備	1面2時間	1,100	550

備考

- 1 1面とは、野球又はソフトボールのグラウンド1面をいう。
- 2 大会等の準備のために照明設備を使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。

9 大沢野総合運動公園野球場

種別	単位	金額（円）
スコアボード	1時間につき	220

10 大沢野総合運動公園陸上競技場

種別	単位	金額（円）
照明設備	1時間につき	550

1 1 八尾スポーツアリーナ

種別		単位	1 回の使用料 (円)	超過時間 1 時 間につき (円)
照明設備	メインアリーナ	全灯	2, 200	1, 100
		2 分の 1 灯	1, 100	550
	サブアリーナ	全灯	1, 100	550
放送設備	メインアリーナ	1 式	1, 100	550
	サブアリーナ	1 式	550	280
冷暖房設 備	会議室 1 及び 2	1 室 1 回	220	110
	大会議室	1 回	330	170

備考 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

1 2 婦中体育館

種別	単位	1 回の使用料 (円)	超過時間 1 時間につ き (円)
放送設備	1 式	550	280

備考 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時30分までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

1 3 婦中スポーツプラザグラウンド

種別	単位	金額 (円)	超過時間 1 時間につ き (円)
照明設備	半面 2 時 間	1, 100	550

1 4 ストリートスポーツパーク

種別		単位	金額（円）
ヘルメット及び プロテクター	大人用	1回	220
	小人用	1回	110
スケートボード	大人用	1回	220
	小人用	1回	110

15 山田総合体育センター

種別	単位	1回の使用料（円）	超過時間1時間につき（円）
放送設備	1式	550	280
暖房設備（研修室）	1回	220	110

備考 使用料は、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで及び19時から21時までを各1回として算定する。ただし、個人使用の場合は、2時間を1回とする。

16 山田総合グラウンド

種別	単位	金額（円）	超過時間1時間につき（円）
照明設備	半面 2時間	1,100	550

17 八尾ゆめの森テニスコート

種別	単位	金額（円）	超過時間1時間につき（円）
夜間照明設備	1面 1時間	420	
冷房設備（会議室）	1回	100	30
放送設備	1回	1,050	350

備考 使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までを各1回として算定する。

別表第2（第9条関係）

名称	減免額	
富山市総合体育館	条例第8条の規定による使用料等の減免の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、入場有料の場合は、第6号に該当するものを除き、減免しない。また、各号の場合において、附属設備の使用料等及び冷暖房料は、市長が特に必要と認めるものを除き、減免しない。	
富山市東富山体育館		
富山市2000年体育館		
富山市民球場		
富山市民プール		
富山市東富山温水プール		
富山市北部プール		
富山市東富山運動広場		
富山市馬場記念公園庭球場		(1) 市又は教育委員会が主催するもの 全額
富山市石坂庭球場		(2) 市又は教育委員会が共催するもの 50パーセント相当額
富山市蜷川庭球場		(3) 市又は教育委員会が後援するもの 20パーセント相当額
富山市五艘庭球場		(4) 市が公認するアマチュアスポーツ団体が主催するアマチュアスポーツの行事 50パーセント相当額
富山市呉羽庭球場		(5) 県又は県教育委員会が主催するアマチュアスポーツの行事 30パーセント相当額
富山市星井町庭球場		(6) 市長が特に必要と認めるもの別に定める額
富山市布瀬南公園庭球場		
富山市西番庭球場		
富山市城東ふれあい公園庭球場		
富山市東富山運動広場庭球場		
富山市屋内ゲートボール場		
富山市パークゴルフ場		
富山市3x3バスケットボールコート		
富山市屋内競技場		
富山市大沢野総合運動公園野球場		

富山市大沢野総合運動公園陸上競技場
富山市西大沢運動広場
富山市大山社会体育館
富山市大山総合体育センター
富山市大山B&G海洋センター体育館
富山市大山B&G海洋センタープール
富山市大山テニスコート
富山市八尾スポーツアリーナ
富山市八尾B&G海洋センタープール
富山市八尾ゆめの森テニスコート
富山市婦中体育館
富山市婦中スポーツプラザプール
富山市婦中スポーツプラザグラウンド
富山市婦中スポーツプラザテニスコート
富山市婦中武道館
富山市ストリートスポーツパーク
富山市山田総合体育センター
富山市山田総合グラウンド

様式第1号(第3条関係)

富山市スポーツ施設使用承認申請書

年 月 日

(宛先)

申請者	氏名(団体の名称)	代表者名
	住所(所在地) 電話	責任者の氏名 電話

次のとおり富山市スポーツ施設を使用したいので申請します。

使用施設名		使用人数	大人 人 小人 人	
使用目的 (大会名等)				
使用区分	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催し 3 興行			
入場料	1 徴収しない 2 徴収する(内訳)			
使用場所	使用年月日	使用時間	使用部分	備考
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
	月 日	時～ 時	面	
冷暖房	1 使用 2 非使用			
附属設備	1 使用 2 非使用			
備考				

承認番号	第 号	使用料又は利用料金の総計	円
使用料又は利用料金	円(減免額 % 円) 減免後の使用料又は利用料金 円		
冷暖房料	円		
受付日	年 月 日	受付施設	
特記事項			

備考

- 1 大会等の場合は、大会等の内容が分かる書面を添えてください。
- 2 太枠の欄のみ記入してください

様式第2号(第4条関係)

富山市スポーツ施設使用承認書

年 月 日

様

次のとおり富山市スポーツ施設の使用を承認します。

承認番号	第 号
使用施設名	
使用年月日	年 月 日
使用時間	
使用目的	
使用場所	
使用人数	人
使用料又は 利用料金	円

様式第3号(第4条関係)

		No.
(施設名)使用券		
利用日時		
_____		まで 有効
種別	¥	

備考 種別は、大人及び小人とする。

		No.
(施設名)器具使用券		
利用日時		
_____		まで 有効
	¥	

様式第4号(第4条関係)

No.
(施設名)回数券
種別 11枚つづり ¥
1 入館・入場時に、この回数券を受付窓口へ指示してください。
2 この回数券購入後は、料金の払戻しはいたしません。
(施設名)回数券
利用日時
_____ まで 有効
種別 ¥

備考 種別は、大人及び小人とする。

様式第5号(第4条関係)

(表)

スポーツ施設年間(1月、3月、6月)使用券

(施設名)

(裏)

※注意事項記載欄

様式第6号(第5条関係)

(表)

スポーツ施設使用カード

(施設名)

(裏)

※注意事項記載欄

様式第7号(第9条関係)

富山市スポーツ施設使用料等減免申請書

(宛先)

年 月 日

申請者	氏名(団体の名称)	代表者名
	住所(所在地) 電話	責任者の氏名 (電話)

次のとおり使用料等の減免を受けたいので申請します。

使用施設名		承認番号	第 号
使用目的			
使用場所	使用部分	使用年月日	使用時間
	面	年 月 日	時～ 時
	面	年 月 日	時～ 時
	面	年 月 日	時～ 時
減免を必要とする理由		※ 減免額	円

備考

- 1 市が共催し、又は後援するものについては、その承認書を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第8号(第10条関係)

富山市スポーツ施設使用料等還付申請書

(宛先)

年 月 日

申請者	氏名(団体の名称)	代表者名
	住所(所在地) 電話	責任者の氏名 (電話)

次のとおり使用料等の全部・一部の還付を受けたいので申請します。

使用施設名			承認番号	第 号
使用目的				
	使用場所	使用部分	使用年月日	使用時間
		面	年 月 日	時～ 時
		面	年 月 日	時～ 時
		面	年 月 日	時～ 時
還付を必要とする理由			※ 還付額	円

備考

- 1 使用料等の領収書を添えてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

様式第9号(第15条関係)

スポーツ施設年間(1月、3月、6月)使用券再交付申請書

年 月 日

(宛先)

住所
申請者 氏名
電話番号 ()

富山市スポーツ施設年間(1月、3月、6月)使用券の再交付を受けたいので、富山市スポーツ施設条例施行規則第15条の規定により、申請します。

使用できる施設名		
使用期間		
登録番号		
使用者	大人・小人	<input type="checkbox"/> 大人 <input type="checkbox"/> 小人
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日
申請の理由		

添付書類 破損し、又は汚損した場合は、当該年間使用券

様式第 1 号 (第 3 条 関係)

様式第 2 号 (第 4 条 関係)

様式第 3 号 (第 4 条 関係)

様式第 4 号 (第 4 条 関係)

様式第 5 号 (第 4 条 関係)

様式第 6 号 (第 5 条 関係)

様式第 7 号 (第 9 条 関係)

様式第 8 号 (第 1 0 条 関係)

様式第 9 号 (第 1 5 条 関係)